

退職給付プロジェクトの進め方（継続審議）

１．前回の審議の概要

- 個別財務諸表のあり方、分配可能額の取扱い、リサイクル等、退職給付会計の見直しは周辺事項も含めて影響が大きく、かつ時間を要する検討項目が多いことや、将来的に IFRS のスムーズな導入も考慮すると IAS 第 19 号の改正の確定も踏まえた上でステップ 1 と 2 を合わせて検討すべき。
- 日本独自の重要性基準を現時点で残す意味合いを再度考える必要がある。
- 開示の改善につながることは早く実施すべきであり、また、IASB の ED には合理的でない内容も一部含まれているため、まずはステップ 1 を確実に進めるべき。
- ステップ 2 を含む退職給付プロジェクト全体の完了までには時間を要すると思われる点や、コンバージェンスしながらアドプションも視野に入れるという考え方に立てば、ステップを分けて段階的に基準を改正していく判断もあり得るため、ステップ 1 を予定どおり進めるべき。

以上を踏まえ、今回はステップ 2 との関係を含めた全体感に留意して論点を整理し、本退職給付プロジェクト（ステップ 1）の進め方についての確認に向けた検討を行う。

2. 各基準の関係

検討論点	日本基準			IAS19		備考
	現行	ステップ1(ED)	ステップ2	ED	現行	
1. 未認識項目の取扱い						
数理計算上の差異	B/S遅延認識	B/S即時認識	同左	B/S即時認識	B/S遅延認識又は即時認識の選択	*1
	P/L遅延認識	同左	検討	OCI即時認識	P/L遅延認識又はOCI即時認識の選択	*2
	N/A	OCI即時認識	検討			
	N/A	リサイクリングあり	検討	同右	リサイクリングなし	
過去勤務費用	B/S遅延認識	B/S即時認識	同左	B/S即時認識	権利確定分は一括償却 未確定分は遅延認識	*1
	P/L遅延認識	同左	検討	P/L即時認識		*2
	N/A	OCI即時認識	検討	N/A	N/A	
	N/A	リサイクリングあり	検討	N/A	N/A	
重要性・回廊	重要性基準	同左	検討	廃止	遅延認識の場合は回廊	*3
2. PBO計算の取扱い						
期間帰属方法	原則：期間定額基準 一定の場合は他(支給倍率基準等)も容認	期間定額基準と 給付算定式基準の 選択	同左	同右	給付算定式に基づく	*4
割引率	平均残存勤務期間	イールドカーブ	同左	同右	イールドカーブ	
期待運用収益	見積もる	「長期」の明確化	検討	割引率を適用	見積もる	
昇給率	確実に見込まれる	予想される	同左	同右	予想される	

- *1 B/Sについて、財務報告を改善するとともに、コンバージェンスを推進することになる。
- *2 P/Lの取扱いは、リサイクリングという財務諸表の枠組みも含めた大きな論点であり、検討に時間を要することも考えられる。
- *3 重要性基準の取扱いは、P/L遅延認識の取扱いの結論を踏まえて検討することが効果的である（例えば、仮にステップ2でP/L遅延認識を存続させるとなった場合には、回廊アプローチを導入することも選択肢のひとつと考えられる。）
- *4 PBO計算の見直しについては、IFRSの任意適用上、連結・単体の二重計算を回避できるというメリットや、アドプションを視野に入れた準備を段階的に進めることにつながるメリットもある。

検討論点	日本基準			IAS19		備考
	現行	ステップ1(ED)	ステップ2	ED	現行	
3. 表示・開示の取扱い						
注記事項	一定の項目	現行IAS19の開示項目を中心に拡充	同左又は検討	感応度分析など開示の拡充	一定の項目	*5
費用の分解表示	純額表示	同左	検討	分解表示の強制	分解表示は任意	*6
4. その他の論点						
複数事業主	年金資産を計算できないとき、一定の開示(類似の制度は計算可とみなす)	類似の制度は実態で計算可否を判断	同左又は検討	開示の拡充	十分な情報を入手できないとき、一定の開示	
清算・縮小	損益処理	同左	検討	清算はOCI処理 縮小は損益処理	損益処理	
債務測定方法	発生給付評価方式	同左	同左	同右	発生給付評価方式	
B/S総額表示	純額表示	同左	同左	同右	純額表示	
キャッシュバランズプラン	給付建制度として処理	同左	同左	同右	給付建制度として処理	
簡便法	期末要支給額など	同左	同左	同右	例外処理の定めなし	
退職給付信託	年金資産+信託固有の定め	同左	同左	同右	年金資産の定め	

*5 注記事項について、財務報告を改善するとともに、コンバージェンスを推進することになる。

*6 退職給付費用の分解表示については、財務諸表表示プロジェクトとの関係や原価計算との関連性など、広範に影響が及ぶ可能性を鑑みて、慎重に検討することが考えられる。

３．ステップ１を進めるメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>（財務報告の改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 貸借対照表が積立状況を示すようになることや、注記事項を拡充するなどによって、財務諸表利用者の理解可能性を高め、透明性の向上による財務報告の改善を図ることになる。 <p>（社会的な関心）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 年金債務に対する社会的な関心に応えることとなる。 <p>（コンバージェンスの推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ IAS19-ED で提案されている遅延認識の廃止は、特に、P/L 上の取扱いについて、リサイクリングという財務諸表の枠組みも含めた大きな論点であり、検討に時間を要することも考えられる。ステップ２と合わせて検討することは、結果的にステップ１で実現しようとする財務報告の改善やコンバージェンスが遅れる可能性があるため、まずはステップ１を進めることに意義がある。 <p>（任意適用やアドプションへの対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ PBO 計算の見直しは、IFRS の任意適用上、連結・単体の二重計算を回避することができるというメリットや、アドプションを視野に入れた準備を段階的に進めることにつながるメリットがある。 	<p>（複数回の改正による負担）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 短期間に複数回の基準改正は、関係者にとって負担が大きくなる懸念や混乱をもたらすおそれが指摘される。退職給付会計の見直しは、周辺事項も含めて影響が大きい内容であるため、時間をかけて慎重に議論を行う必要があり、IFRS のスムーズな導入も考慮すると、ステップ１とステップ２をまとめて一度に改正すべきである。 <p>（IAS19-ED との相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ IAS19-ED の提案内容と異なっている部分があり、コンバージェンスが達成できていない。IAS19 の見直しの結果が出てから、結論を出すべきである。

４．今後の方向性

案：当初のスケジュールに従い、ステップ１を予定どおり進める。

以上

（参考資料１）退職給付プロジェクトの概要

ASBJ では、論点整理に寄せられたコメントも踏まえ、平成 21 年 9 月に更新したプロジェクト計画表の中で、退職給付プロジェクトを次の 2 つに分けて進めることとした。

ステップ 1	現行の IAS 第 19 号の定めのうち、IASB による見直しが行われても、なお変わらない部分及び IASB による見直しのうち、方向性が定まれていると考えられる部分について、我が国の退職給付に関する会計基準等のコンバージェンスが進むように見直す。
ステップ 2	IASB による見直しのうち、数理計算上の差異及び過去勤務費用の包括利益計算書上での取扱いに関連する部分について、IASB の動向を踏まえて検討する。

具体的には、論点整理の各論点を、次のように取り扱うこととした。

論点整理で掲げた主な論点	退職給付プロジェクトでの取扱い
[論点 1-2]退職給付債務及び勤務費用の測定方法 [論点 2-1] 期待運用収益の取扱い [論点 3-2]制度の積立状況の貸借対照表での計上 【論点 6】 退職給付（給付建制度）に係る開示 【論点 9】 複数事業主制度の会計処理と開示	ステップ 1 で取り上げる。
[論点 4-1] 数理計算上の差異の会計処理 [論点 4-2] 重要性基準と回廊アプローチ [論点 4-3] 過去勤務債務の会計処理 【論点 5】 損益計算書における退職給付費用に係る表示 【論点 7】 清算と縮小の会計処理と表示	現在、IASB が見直しを進めている部分に相当する。IASB の動向を踏まえて検討する（ステップ 2）。
[論点 1-1] 予測単位積増方式による測定方法等の見直し [論点 3-1] 年金資産と退職給付債務の総額表示 【論点 8】 キャッシュ・バランス・プランの会計処理と表示	現在行われている国際的な見直しの議論の中で、検討対象とされていないことを考慮し、当面の見直し対象としない。
[論点 1-3] 小規模企業等における簡便法の容認 [論点 2-2] 退職給付信託の取扱い 【論点 10】 その他の退職後給付	国際的な会計基準と重要な相違が生じるとは必ずしもいえないことなどを踏まえ、見直し対象としない。

（参考資料２）前回（第 208 回委員会）の審議事項（抜粋）

[各基準の関係]

		現行の 日本基準	ASBJ の ED US GAAP	IASB の ED	現行の IAS19 (93 項) (93 項 D)
B/S で即時認識		×			×
包括 利益	OCI で即時認識	×		*1	×
	リサイクリング	-		×	-
P/L	遅延認識			×	×
	費用の分解表示	×	× *3	*2	

ステップ 1 でコンバージェンスを進める範囲

- *1・・・PL 上の遅延認識及びリサイクルを廃止する場合には、そもそも OCI で即時認識する根拠が乏しいなどの理由から、むしろ純利益（特別損益相当）で即時認識すべきという見解もある。
- *2・・・PL 即時認識では、分解表示をしないと段階利益（例えば、営業利益など）が歪みやすくなる。
- *3・・・US GAAP の財務諸表の表示プロジェクトでは、費用の分解表示が提案されている。

ステップ 2 で検討する範囲

(参考資料3) 公開草案に寄せられたコメント(抜粋)

総論	
2) ステップ1の方向性には賛成するが、作業計画全体について見直すべき	国際的な会計基準とのコンバージェンスを図るべく、ASBJのステップ1の方向性には賛同する。しかし、短期間に複数回の基準改正となれば、作成者にとっての負担が大きいため、ASBJのステップ1の適用時期を含め、作業計画全体について、見直しが必要と考える。
3) ステップ1及びステップ2を一括して検討すべき	本公開草案にもとづくステップ1の変更後、ごく短期間でステップ2の変更を行うことが不可避と思われ、このような事態は市場関係者に混乱をもたらすため、極力回避すべきである。
4) 拙速な進め方に反対	欧州における時価会計を巡る動き、今年2月の米国証券取引委員会(SEC)の声明等を鑑みると、国際的な会計基準における見直しの議論に合わせて、退職給付に関する会計基準の見直しを我が国において拙速に進めることに反対である。
5) 会計基準の変更は慎重に検討すべき	ステップ1とステップ2に分けることにより頻繁な会計基準の変更が生じ、利害関係者に過重な負担を強いることのないよう、配慮すべきと考える。そのため、国際財務報告基準とのコンバージェンスに基づく改正、会計基準作成時の「当時の論拠が現在でも有効であるかなどの調査」に基づく改正以外の視点からの会計基準の変更は慎重に検討すべきである。
6) 公開草案の確定時期及び適用時期については、再検討の余地がある。	給付算定式に従う方法を補正する場合の昇給の考慮等について、国際財務報告基準においても改訂が予定されるなど流動的であるため、本公開草案の確定時期及び適用時期については、再検討の余地がある。

7) 個別財務諸表への適用は慎重に検討すべき	退職給付会計の改正に伴い、税法、会社法、確定企業年金法等の関連法規制との調整が必要であり、個別財務諸表にも適用すべきかについては慎重な議論が必要である。個別財務諸表への適用については、現在各関係者によって議論されている検討状況を踏まえつつ、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し、未認識負債の発生時一括計上等の項目ごとに慎重に検討すべきである。		
------------------------	--	--	--

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法			
BS 即時認識			
9) 即時認識に賛成	積立状況を示す額をそのまま退職給付に係る負債(又は資産)として貸借対照表に計上することは、より忠実な表現に資すると考えられるため賛成する。		
	「数理計算上の差異」を、その他の包括利益に計上し、貸借対照表で即時認識する案は、企業分析にとっての改善であり、高く評価する。		
10) ステップ 1 での即時認識に反対	積立状況を示す額を貸借対照表上で即時認識する取扱いについて反対する。IASB における IAS 第 19 号の見直しの結果が出てから、結論を出すべきである。		

以上